

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令案 新旧対照表

○厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第二条第一項の規定により指定された博覧会協会</p> <p>2 二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十五条第七項（同法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である二号厚生年金被保険者 同法第二条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国会協会及び国</p> <p>3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p>	<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p>

九 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二条第一項の規定により指定された博覧会協会

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一〇九 (略)

十 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十五条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者 同法第二条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国

(新設)

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一〇九 (略)

(新設)